債権者集会招集

平成２０年（フ）第７８４号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永831番地２
破産者　上田　昭彦
１　期日　平成21年９月10日午後３時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月18日　松山地方裁判所
平成２０年（フ）第７８６号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永831番地２
破産者　平山　久則
１　期日　平成21年９月10日午後３時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月18日　松山地方裁判所
平成２０年（フ）第１７４５号
大阪府吹田市高浜町４番33号
破産者　護国寺
１　期日　平成21年９月24日午後１時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第７７３号
愛知県豊田市宮口町１丁目126番地
破産者　宇野　聡司
１　期日　平成21年10月19日午後２時30分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２１年（フ）第４号
長崎県雲仙市愛野町甲370番地　有明保養院内、住民票上の住所長崎県雲仙市吾妻町平江名411番地第１
破産者　白山　豊廣
１　期日　平成21年10月23日午前11時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月12日
長崎地方裁判所島原支部破産係
平成２０年（フ）第９１１３号
大阪市福島区福島４丁目１番67―２―Ｂ号、開始決定時の住所大阪市西区川口１丁目３番23―1005号
破産者　上嶋　一生
１　期日　平成21年９月９日午前10時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第８１３号
愛知県刈谷市高松町５丁目75番地　高松マンション３Ｂ号
破産者　笠間　久史
１　期日　平成21年９月28日午後４時20分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２０年（フ）第６７号
山口県長門市日置上6020番地の５
破産者　有限会社大下商店
異議申述期間　平成21年９月17日まで
平成21年８月17日　山口地方裁判所萩支部
平成２１年（フ）第５４号
山口県周南市御幸通２丁目22番地
破産者　株式会社三広社
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月18日　山口地方裁判所周南支部
平成１７年（フ）第１８３６号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目10番24号
破産者　株式会社鹿児島県ツーリスト
異議申述期間　平成21年10月16日まで
平成21年８月17日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係
平成２０年（フ）第１９１号
福岡県田川市大字伊加利1888番地
破産者　山下　正人
異議申述期間　平成21年10月19日まで
平成21年８月18日　福岡地方裁判所田川支部
平成２０年（フ）第１３９号
宮崎県延岡市岡富町727―12、住民票上の住所宮崎県延岡市松原町３丁目8919番地２
破産者　甲斐　安
異議申述期間　平成21年10月19日まで
平成21年８月18日　宮崎地方裁判所延岡支部
平成２０年（フ）第３４７号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代10530番地
破産者　田畑　文高
異議申述期間　平成21年10月19日まで
平成21年８月17日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６４０４号
東京都荒川区西尾久１丁目20―10―1003
破産者　大槻　洋
免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
平成21年８月17日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２１年（フ）第２４９号
愛知県一宮市川田町５丁目31番地２　コーポ大志102号
破産者　萩本　久男
１　決定年月日　平成21年８月14日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

免責審尋期日

平成２１年（フ）第６４０４号
東京都荒川区西尾久１丁目20―10―1003
破産者　大槻　洋
審尋期日　平成21年11月４日午後１時30分
平成21年８月17日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令

平成２１年（再）第２１０号
東京都台東区台東４丁目８番７号
再生債務者　アサヒ真珠株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目14番１号　郵政福祉琴平ビル２階　東京清和法律事務所　弁護士　佐藤　米生
平成21年８月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１０５号
神奈川県相模原市矢部１丁目５番地22
再生債務者　亜細亜貿易工業株式会社
特別調査期間　平成21年10月８日から平成21年10月９日まで
平成21年８月17日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第１４３号
岩手県盛岡市盛岡駅前北通５番１号
再生債務者　岩手県北自動車株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　100万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　本再生計画の認可決定の確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
３　減少する資本金の額　5,000万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　本再生計画の認可決定の確定後、最初に行う募集株式発行の効力が生ずる日
５　募集株式の数　1000株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株あたり金10円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　本再生計画の認可決定の確定の日の翌日又は本再生計画の認可決定の確定の日の翌日から起算して１月を超えない範囲内において取締役会の決議により定める日
８　増加する資本金の額　5,000円
９　増加する資本準備金の額　5,000円
平成21年８月12日
東京地方裁判所民事第20部